

## 第 8 章

---

# 日本

## 流動化する安全保障環境への対応

日本は、2004年12月に「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下、新大綱）を策定し、将来の防衛力の構想を明らかにした。これに沿って自衛隊はさまざまな変革を進めつつある。

第1は、組織・制度の改革による既存の能力の有効活用である。それを端的に表しているのが、新大綱で示された「多機能・弾力的・実効性」をキーワードとする新たな防衛力構想である。この「多機能・弾力的・実効性」を担保するために、これまで有事法制の整備や弾道ミサイル対処のための法整備などがなされ、2006年には統合運用態勢の強化に加え、防衛庁の省への移行や国際平和協力活動などの本来任務化のための法律改正が行われた。

第2は、弾道ミサイル防衛（BMD）のような新たな装備の導入である。特に、2006年7月の北朝鮮による弾道ミサイル発射のように、弾道ミサイル脅威は増大しつつあり、BMDの導入は急務である。BMDの導入はまた、組織・制度の改革を促す側面もある。

第3は、防衛政策見直し協議（DPRI）プロセスによる日米同盟の変革である。2005年10月29日と2006年5月1日の日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）合意に基づいて進められる役割・任務・能力に関する協力と兵力の再編が、その表れである。

また、2006年には、北朝鮮の核・ミサイル問題に関して大きな展開があった。北朝鮮は、7月5日に7発の弾道ミサイルを立て続けに日本海方面に発射したのに続き、10月9日に核実験を行った旨を発表したのである。国際社会は、2つの国連安全保障理事会（以下、国連安保理）決議を通じて、北朝鮮のこうした動きを容認しない強い姿勢を示した。日本は積極的に国連外交を展開し、国際社会の対応を方向付けする上で大きな役割を果たした。さらに、北朝鮮の核実験は、特に日本において、核抑止力の在り方について改めて議論されるきっかけともなり、予測可能な将来において、日本が独自に核抑止力を追求する必要はないというコンセンサスが改めて確認された。

## 1 統合運用態勢の強化——「運用の時代」の自衛隊

### (1) 「多機能・弾力的・実効性」を目指す組織変革

冷戦の終結後、各国の軍で統合運用が積極的に進められている。自衛隊でも、2002年4月に防衛庁長官の指示に基づく統合運用態勢の検討が始められた。それを受けて、2005年7月に改正防衛2法が成立し、2006年3月27日には、統合幕僚会議が改編され統合幕僚監部が発足し、自衛隊の任務遂行の円滑化のための組織改革が行われた。それまでは、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊それぞれの幕僚監部の長である幕僚長が、それぞれに防衛庁長官を補佐する体制であり、統合幕僚会議は長官を直接補佐する機関ではなかった。それを改編して新たに統合幕僚監部を設立し、その長である統合幕僚長が軍事専門的な見地から運用において一元的に長官を補佐する体制を構築したのである。

これは、自衛隊の任務遂行の円滑化を目指したもので、2004年に策定された新たな「防衛計画の大綱」で示された、「基盤的防衛力」から「多機能・弾力的・実効性」を重視した防衛力への転換や、平成18年度防衛白書の中で示された、「抑止」から「対処」を重視する態勢への変化を支える重要な機構改革である。

一般的に統合運用とは、陸・海・空といった異なる軍種のうち複数の軍種の部隊を、一定の作戦上の目的を達成するために運用することである。海上部隊と地上部隊が組み合わせられなければならない上陸作戦や、地上部隊を航空部隊が支援する近接航空支援といった局面において、統合運用の必要度は高くなる。他方で、海上部隊を中心に行われる水上打撃戦や、航空部隊を中心に行われる防空戦といった局面では、統合運用の必要度は低い。世界の主要国の中で、統合運用が最も進んでいるといわれるのは米国であるが、それは、米軍の任務のほとんどが陸・海・空3軍すべてをパッケージとして派遣する外征作戦として行われ、統合運用が求められる局面が多かったことが大きな理由である。一方、日本の場合、特に冷戦期においては統合運用を求められる局面はほとんどなく、

自衛隊は、陸・海・空の自衛隊がそれぞれ国土防衛を行いつつ、それぞれの間で作戦の重点や部隊の行動に関する調整を行う「統合調整」という考え方をとっていた。

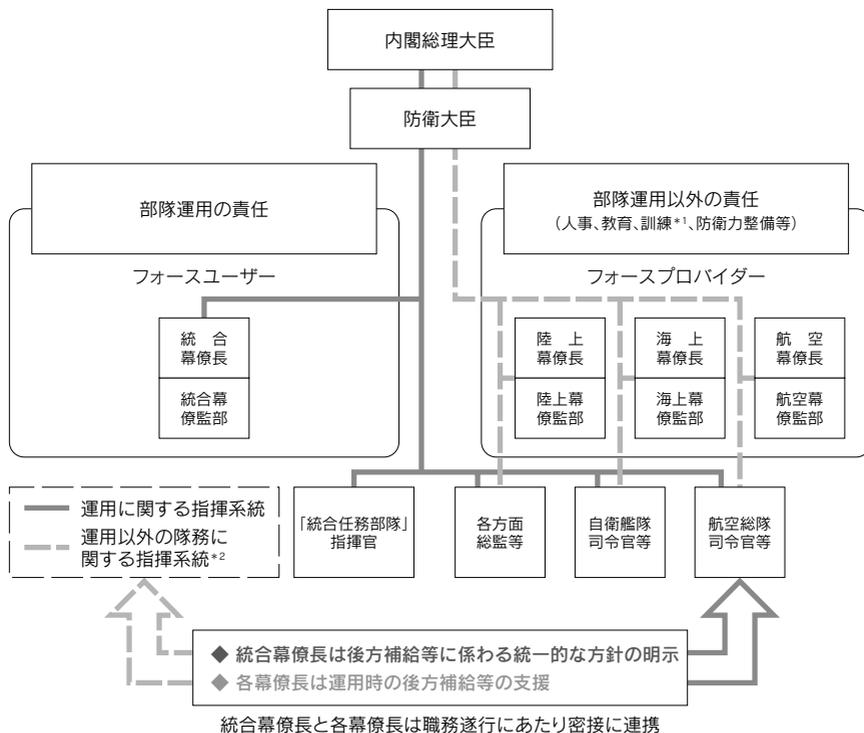
しかし、冷戦が終結し、自衛隊が国際平和協力活動や災害派遣などさまざまな活動を重ねていく中で、異なる軍種の部隊を一定の目的を達成するために密接に連携させることが必要とされる局面が増えてきた。さらに、情報技術やハイテク兵器の発達によって、複数の軍種を密接に連携させて運用することを可能とする状況も生まれてきた。前者の例としては、阪神淡路大震災の際のヘリコプターの運用や、スマトラ沖大地震・津波に際しての国際緊急援助活動における救助部隊の活動などが挙げられる。後者の最も顕著な例は、海上自衛隊のイージス艦と航空自衛隊の警戒監視システムや対空誘導弾ペトリオット・システムを組み合わせる運用しなければならないBMDであろう。こうしたことが背景にあって、自衛隊の統合運用態勢が強化されたのである。

## (2) 統合幕僚監部の発足——「管理」と「運用」の分離

これまで、自衛隊には、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊のそれぞれに「幕僚監部」が設置されていた。今回はそれに加えて新たに統合幕僚監部が設置されたことになる。ただ、統合幕僚監部は司令部ではなく、その長である統合幕僚長も「自衛隊の総司令官」ではない。統合幕僚長の役割とは、これまで陸・海・空それぞれの幕僚長がそれぞれに行っていた軍事専門的な見地からの自衛隊の運用に関する防衛大臣（2007年1月8日以前は防衛庁長官）の補佐を、一元的に行うことなのである。なお、文官組織である内部部局（内局）と制服自衛官の組織である幕僚監部との関係には変化がない。内局が政策的（運用上も含む）見地からの防衛大臣の補佐機構であるのと同じ意味で、統合幕僚監部は、軍事専門の見地からの運用面における防衛大臣の補佐機構であることに変わりはない。変化したのは、各幕僚監部相互の役割の分担ということになる。

統合幕僚監部の発足にともなう変化を一言で要約するなら、「フォー

図8-1 統合幕僚長と陸・海・空幕僚長の役割



\*1 統合訓練は統合幕僚長の責任

\*2 「統合任務部隊」に関する運用以外の隊務に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長が行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる。

(出所)『日本の防衛(平成18年度版)』120ページより作成。

プロバイダー」と「フォースユーザー」を分離したことだといえる。これまでは、3自衛隊の幕僚監部が、防衛力の整備や訓練を行う「フォースプロバイダー」であると同時に、防衛力の運用を行う「フォースユーザー」としての役割を果たしていた。今後は、統合幕僚監部が「フォースユーザー」としての役割を果たし、3自衛隊の幕僚監部が果たすのは「フォースプロバイダー」としての役割となるのである。

統合幕僚監部の役割は、異なる軍種の部隊が同一指揮の下に行動する統合部隊が編成された場合に限定されるわけではなく、単一軍種の部隊

が行動する場合にも適用される。つまり、「統合幕僚監部の発足による統合運用態勢の強化」といっても、統合部隊を常設的に編成することを意味するのではない。もちろん、BMD や島嶼部に対する侵略への対処、あるいは大規模震災への対処などの局面においては必要に応じて統合任務部隊が組織されることになろうが、統合任務部隊の組織はあくまでそれが必要とされる状況に限定される。

### (3) 運用体制のさらなる効率化に向けて

こうした組織改革を行った大きな背景には、災害派遣に対する期待の高まりや国際平和協力活動への主体的・積極的な参加など、自衛隊の活動分野が多様化したことがある。このように、自衛隊が「運用の時代」を迎えたことが、統合幕僚監部の設置による運用体制の一元化という形での組織改革を促したといえよう。ただ、現時点では新たな運用体制が発足したというにすぎず、今後この新たな体制を十分に活用していくことが必要となる。今後の課題としては、①統合運用をどのレベルまで進めていくか、②防衛力整備にどのように統合運用のニーズを反映していくか、③日米防衛協力をどう強化していくか、の3点をあげることができよう。

第1の課題は、どのレベルまで統合を進めていくかである。たとえば、海上において対潜水艦戦を行うことと、陸上で対特殊部隊戦を行うことはまったく性格の異なる作戦であり、装備、ドクトリン、訓練などを統合することはできない。多くの軍事的局面において、陸・海・空それぞれの特性に応じた装備、訓練、教育を受けた部隊をそろえることが必要になるのである。このような陸・海・空の特性の違いを無視し、異なる軍種をやみくもに融合させてしまうと、おのおのの軍種に本来的に求められる任務における能力が大きく損なわれ、結果として全体としての能力を低下させてしまう。そのため、統合に求められるのは、それぞれの局面に特化した「スペシャリスト」としての特性を犠牲にして融合させ「ゼネラリスト」にすることなのではなく、それぞれの能力を発揮さ

せつつ相乗効果を生ませることなのである。そういった点を考慮すると、まず運用体制を一元化することによって統合運用態勢の強化を行う今回の自衛隊のアプローチは、「スペシャリスト」同士の連携強化を図るものとして有効であると評価できよう。

なお、日本と比較して、米軍の統合は進んでいるといわれることがあるが、米軍は、地上戦における陸軍と海兵隊、航空戦における空軍の戦術戦闘機と海軍の空母艦載機や艦載巡航ミサイルなど、異なる軍種で重複した機能を持っており、それらを効率的に運用するためにより深い統合が必要となるという側面もあることに留意が必要であろう。

第2の課題は、防衛力整備に統合運用のニーズをどのように反映させていくかである。陸・海・空軍省が戦力造成に責任を持つ米軍と同様、日本も防衛力整備には「フォースプロバイダー」である3自衛隊の幕僚監部が責任を持つ。統合運用上のニーズは、統合幕僚監部が直接予算化するのではなく、3自衛隊の予算要求を通じて反映されることになる。これまでと異なり、「フォースユーザー」と「フォースプロバイダー」が組織的に切り離されたために、「ユーザー」の要望を吸い上げて防衛力整備に的確に反映できるようなより実効的な手続きを確立することが必要であろう。

第3の課題は、今後の日米防衛協力をどのような形で構築していくかである。これまで日米防衛協力は、統合運用される米軍と、統合運用という形態をとらない陸海空の各自衛隊とが個別に共同作戦を行う形であった。それが、統合幕僚監部の発足によって、双方共に統合運用される米軍と自衛隊とが共同作戦を行う形になった。ただ、米軍と自衛隊とは完全に並列的な組織構成を持っているわけではないため、実際の共同作戦の枠組みはやや複雑なものとなる。米軍は一戦域全体をカバーする地域統合軍と、その中で必要に応じて編成される統合任務部隊の2層からなる統合運用の方法をとっている。アジア太平洋地域においては、太平洋軍が地域統合軍として存在し、その下で陸軍の第1軍団、海軍の第7艦隊、海兵隊の第3機動展開部隊（III MEF）が統合任務部隊司令部の

候補として指定されている。従って、自衛隊にとっては、この2層、すなわち太平洋軍と、統合任務部隊となりうる各部隊のそれぞれがカウンターパートとなるのである。さらに、インド洋や中東における共同作戦では中央軍と、その下の統合任務部隊がカウンターパートとなる。これらと、統合幕僚監部および自衛隊の部隊司令部、さらに2006年5月に最終合意に至った米軍再編ともなつて横田基地に設置される共同統合運用調整所とが組み合わされた形で日米防衛協力が進められることになるであろう。それは、想定されるシナリオによって異なる枠組みを重層的に組み合わせていく、かなり複雑なメカニズムになるであろう。その中で日米は、効率的で迅速な行動が可能なメカニズムを構築していかなければならないのである。



#### 防衛庁の省への移行

防衛庁の省への移行は、平成9年以降議論が続けられ、平成14年には与党で有事法制後の最優先課題として位置付けられた。有事法制は平成16年に成立し、防衛庁・自衛隊も統合幕僚監部の新設による統合運用機能の強化や内部部局の大規模な改編による政策立案機能の強化などの体制変革を進めてきた。そして平成18年12月15日、防衛庁の省への移行と、国際平和協力活動の本来任務化を内容とする防衛庁設置法案の一部改正が成立し、平成19年1月9日、「防衛省」が発足した。

省への移行の背景には、安全保障が国の行政の中で大きな比重を占めてきたことがある。国内では、危機に対して強い国家をつくり、国の防衛やテロ・ゲリラ・大規模災害など多様な事態に警察・消防とも協力しつつ国の総力をあげて対応する必要性が高まっている。また、グローバル化の進む現代においては、世界の安定を確保するためには、一国のみではなく各国と共同で対応することが不可欠となっている。こうした様々な課題に迅速かつ的確に対応していくために、防衛省への移行が必要となってきたのである。

防衛庁であった場合には、防衛長官は内閣府の主任の大臣である内閣総理大臣を通じなければ、国の防衛に関する重要案件について閣議の開催を求めることもできなかった。しかし、省に移行することによって、安全保障や危機管理の問題に国の防衛の主任の大臣として取り組むことができ、多様化する安全保障上の課題に迅速に対応することが可能になる。なお、省に移行することによってシベリアン・コントロール、専守防衛など、日本の防衛政策の基本が変わることはない。

## 2 弾道ミサイル防衛 (BMD)

### (1) 日本の弾道ミサイル防衛 (BMD) 構想

日本は、「研究」「開発」「配備」のそれぞれの段階ごとに意志決定を行いながら BMD の整備を進めている。つまり、研究に着手したからといって自動的に開発段階への移行が予定されているわけではないし、研究・開発とはまた別のシステムが配備されることもあり得るのである。その上で、現在のところ日本は、現在の弾道ミサイル脅威に対して迅速に対応するために今すぐ配備できるシステムの導入と、将来の弾道ミサイル脅威を念頭に置いた研究・開発の2つの流れで BMD の整備計画を進めている。

前者は、2003年12月の安全保障会議および閣議決定に基づいて進められている、すでに実用化の見通しのついたシステムの配備である。日本政府は、地对空誘導弾ペトリオット PAC-3 と、海上発射型上層システムのスタンダード・ミサイル (SM-3) について、迎撃成功の技術的実現可能性が高いと判断し、後に述べる日米共同開発の迎撃ミサイルに先行して配備を進めている。現在の計画では、最終的にイージス艦4隻、地对空誘導弾ペトリオット PAC-3 高射群4個、新型レーダー (FPS-5) 4基、既存レーダーの改修 (FPS-3 改) 7基、日本の防空管制システムである自動警戒管制システム (JADGE) への弾道ミサイル対処機能の付加が行われることになっている。今のところ、これら一連の計画は2012年に完了する予定である。なお、7月の北朝鮮のミサイル発射を受け、地对空誘導弾ペトリオット PAC-3 の調



日米共同技術研究による海上配備型迎撃ミサイル (SM-3) の発射実験 (ハワイ沖) (2006年3月8日)

(Photo by Missile Defense Agency, DOD)

達予定は繰り上げられ、2007年3月には最初の1個高射隊が航空自衛隊の埼玉県入間基地に配備される。

後者は、日米の共同研究・開発である。これは、まず1999年に日米共同技術研究として開始された。この共同技術研究においては、イージス艦から発射される海上配備型上層システムのうち、技術的課題を解決する

ことが難しいノーズコーン、赤外線シーカー、キネティック弾頭、第2段ロケットモーターの4つの構成部品が研究対象とされた。

前述したとおり、研究実施は自動的に開発実施への移行を意味するわけではないので、共同技術研究から共同開発への移行にも別途日本政府の決定が必要であった。そして、2005年12月に、安全保障会議および閣議において、開発段階への移行が決定された。この決定を受けて日米は、2014年を目標として、現在導入を進めているSM-3の能力を向上させた迎撃ミサイルの日米共同開発を進めることで合意した。

新たに共同開発に着手されるのは、「21インチ迎撃ミサイル」とも呼ばれるスタンダードミサイルSM-3ブロックIIAである。自衛隊が現在導入を進めているスタンダードミサイルSM-3ブロックIAの場合、第2段ロケットモーターよりも上の部分の直径は13.5インチになるのに対し、ブロックIIAはそれより一回り大きく、弾頭部まで21インチの直径がある。このブロックIIA開発のために、21インチの第2段、第3段ロケットモーター、2波長赤外線シーカー、先進型信号処理装置、改良型制御装置など迎撃ミサイルそのものの改良と、イージスシステムおよび垂直発射ランチャーの改良が行われる予定となっている。このうち、共同開発における日本の分担はノーズコーンおよびロケットモーターが中



横須賀に入港した米海軍イージス艦シャイロー  
(2006年8月29日)

(Photo by Mass Communication Specialist 2nd Class  
Chantel M. Clayton, US Navy)

心となる方向である。

こうした自衛隊自身のBMDの整備に加え、在日米軍のBMDの配備も進められている。米軍再編協議の合意に基づいて、まず前方配備用のXバンドレーダーが2006年6月に航空自衛隊の青森県車力分屯基地に配備され、続いて第94陸軍対空ミサイル防衛司令部所属の地对空誘導弾ペトリオット PAC-3 の部隊が2006年10月に沖縄に配備された。また、BMD能力を備えるための改装を施されたイージス艦シャイローが、8月に横須賀に入港し、西太平洋地域の前方展開戦力の一翼を担っている。こうした米軍のBMDは、自衛隊と密接に協力しながら、日本の防衛に寄与するための任務を果たすことが期待されている。

## (2) 弾道ミサイル防衛 (BMD) 導入にともなう改革

このように、弾道ミサイル防衛システムの整備は着実に進みつつある。弾道ミサイルの拡散が進行する一方で、ほかに弾道ミサイル攻撃に対抗する手段はないことから、BMDの整備は、日本の防衛のために必要なのである。91年の湾岸戦争の際にイラクのミサイル攻撃にさらされたイスラエルに、ペトリオットミサイルが配備されたことによってイスラエル国民の安心感が高められた事例があるように、日本にBMDの配備が進んでいけば、弾道ミサイル脅威に対する日本国民の安心感を高めていくことにつながるであろう。また、現在のBMDの能力は、湾岸戦争当時よりも大幅に改善されている。2003年のイラク戦争でイラクは18発の弾道ミサイルを発射したが、そのうち、迎撃の必要があると判断された9発の弾道ミサイルに対する迎撃はすべて成功しているのである。こうしたことから、今後とも引き続きBMDの整備は進められていくべきであろう。

ただし、その中でも課題はいくつかある。第1の課題は、地对空誘導弾ペトリオット PAC-3 の迎撃体1発の値段が戦車1両にほぼ相当するなど、BMD自体が非常に高価なことである。現在運用可能なシステムを配備することも必要だが、将来のためにより高性能でより安価なシステムを開発することも重要である。一方で、BMDに投入可能な防衛費には

上限がある。弾道ミサイル脅威が深刻化しつつあるのは事実だが、日本に対する脅威は弾道ミサイルだけではない。自衛隊は国土防衛だけではなく国際社会の安定を目的とした国際平和協力活動なども行わなければならないため、すべての資源をミサイル防衛に集中することはできない。そのため、防衛力整備の優先順位付けを的確に行うこと、また、防衛力の「多機能・弾力的・実効性」を今後とも高めることがこれまで以上に重要になってくるのである。

次に、BMDは、ただ兵器をそろえれば事足りるものではない。制度や組織の改革も必要となる。弾道ミサイルは発射されてからわずか数分で弾着する。そのため、機敏な対応を可能とする意思決定システムを構築することが最重要の課題となる。

もちろん、戦争はある日突然始まるものではない。普通はさまざまな政治的な対立を経て、またさまざまな軍事的な予兆があつてから始まる。そうした展開の中で、日本が直面している状況を武力攻撃事態として認定し、防衛出動命令が発動されれば、自衛隊は迎撃行動を遅滞なく行うことができる。その意味で、BMDを効果的に運用するわずかな時間しか与えられない中で、政治サイドが適切なタイミングで武力攻撃事態にあることを判断しなければならない。弾道ミサイル防衛システムを効果的に運用するには、政治サイドの役割が重要なのである。

ただ、武力攻撃事態と認定されていない状況における弾道ミサイルの飛来への対応はやはり別途用意しておかなければならない。そのため、2005年7月に自衛隊法が改正され、防衛大臣が、内閣総理大臣の承認に基づいて、飛来する弾道ミサイルに対する破壊措置を命ずることと、内閣総理大臣によって承認された緊急対処要領に基づいて、飛来する弾道ミサイルの破壊措置を命ずることができるようになった。これによって、シビリアンコントロールの原則の下で、迅速かつ適切な対処を行うための枠組みが築かれた。ただ、BMD対処は極めて短い時間に行われなければならないため、現状で満足することなく、一秒でも早く対応ができるよう、組織のあり方や情報の流れの効率化を不断に追求していかなければならない。

第3に、日米防衛協力が及ぼす変化も大きな検討課題である。特にこの地域には日米双方の弾道ミサイル迎撃システムが混在するため、ミサイル迎撃における日米の緊密な協力を確立することが必要であろう。日本の弾道ミサイル防衛システムは日本独自で運用されるが、日米の弾道ミサイル防衛システムの間で、迎撃すべきミサイルに関する情報を共有することが、迎撃の効率性を高めていくことはいうまでもない。また、連携のとれた迎撃指揮統制を行わなければ、あるミサイルに対して重複して迎撃を行ったり、あるいは迎撃漏れが生じてしまう可能性がある。こうした課題を解決していくには、有事における迎撃指揮統制について適切な協力体制を日米で確立していく必要がある。2005年10月29日の「2+2」会合で発表された「日米同盟:未来のための変革と再編」(以下、10・29共同文書)で、日米の共同統合運用調整所の設置が定められたことは、そのための大きなステップである。

### 解説

#### 米国の弾道ミサイル防衛 (BMD) 構想

弾道ミサイル防衛 (BMD) の開発をリードしているのは米国である。米国は2006年には、1月10日にアラスカ近海に海上配備型のXバンドレーダーを配備し、2月23日にはカリフォルニアのビール基地に配備したレーダーが、アラスカから発射された模擬ミサイルの追尾実験に成功した。順調とは必ずしもいえないものの、米国はBMDの開発を着実に進めている。

米国の国防費は、会計年度2007年予算(以下FY07予算)において、前年度比7%増の4,393億ドルに達する。そのうち研究開発費として計上されているのは約761億ドルで、それだけで日本の防衛費の総額を上回る膨大な額である。FY07予算では、研究開発費総額約761億ドルのうち、ミサイル防衛には約93億ドルが充てられることになっている。これは全体の研究開発費の約13%に当たり、陸軍すべての研究開発費に匹敵する数字となっている。これは、いま米国でミサイル防衛が極めて重視されていることを物語っている。

米国のBMDは、「ブロック」を単位として開発と配備が進められている。2年が1つのブロックと見なされ、各ブロックごとに達成すべき目標が定められる。2005年度末を達成目標としたブロック04では、アラスカの地上配備迎撃体 (GBI) とスタンダードミサイル (SM-3) の初期配備を行うことが目指された。2007年度末を

達成目標とするブロック 06 では、ブロック 04 で配備された初期能力を強化するとともに、宇宙追尾・監視システムの地上部分の整備、空中発射レーザーのレーザー発射機の試作、戦域高高度地域防衛 (THAAD) の飛翔実験の実施などがなされた。ブロック 06 完了にともなって、GBI がアラスカに 26 基とカリフォルニアに 2 基、地上配備のレーダーがアラスカ、カリフォルニア、イギリス、グリーンランドにそれぞれ 1 基ずつ、海上配備 X バンドレーダーがアラスカ沖に 1 基、前方配備型 X バンドレーダーが 2 基 (うち 1 基は日本)、弾道ミサイル追尾能力を持つイージス艦が 6 隻、追尾能力に加え迎撃能力を持つイージス艦が 11 隻、地对空ミサイル・ペトリオット PAC-3 が 512 基配備されることになる。国防省は、こうした配備により、中東における完全な防護能力、同盟国・友好国と海外展開兵力の防護範囲の拡大が達成されるとしている。そしてこれにブロック 08、ブロック 10、ブロック 12 が続き、質量両面でミサイル防衛能力が強化されていく予定である。

これらのミサイル防衛プログラムは 3 つの段階に分けられており、それぞれの段階で迎撃を行う「多層防衛」が基本構想である。弾道ミサイルのエンジンが燃焼して上昇している間を狙うブースト段階迎撃、エンジンの燃焼が終わったのちの中間飛翔の間に迎撃するミッドコース段階迎撃、目標に向かって落下してくる時に迎撃するターミナル段階迎撃である。

ブースト段階迎撃は、空中発射レーザーと運動エネルギー迎撃体からなる。空中発射レーザーは、B-747 にレーザー発射装置を搭載し、上昇中のミサイルを狙撃しようとするものである。これまで、搭載用のメガワット級化学レーザーの発射実験に成功しており、ブロック 06 でレーザー発射装置の機体への搭載がなされ、今後ブロック 08 で飛行実験を行う予定となっている。

運動エネルギー迎撃体は、弾道ミサイルの発射地域近くから地上の発射装置ないしは艦艇から発射されて目標を撃破する高速ミサイルである。今後の予定としては、2011 会計年度までに迎撃実験を行い、ブロック 12 の段階において 10 基の迎撃体を配備することが計画されている。また、ブロック 14 では、宇宙空間でも運動エネルギー迎撃体の実験を行うことが計画されている。

ミッドコース段階迎撃は、GBI とイージス BMD からなる。GBI は、すでに実戦運用も考慮した実験施設 (テストベッド) としての配備が進められており、アラスカで稼働中である。今後、迎撃体の性能向上を進めると同時に、月産 1 基の予定で追加生産が進められる。イージス BMD は、文字通りイージス艦を用いたミサイル迎撃システムである。月産 2 基のペースで迎撃体である SM-3 の生産が進められるとともに、センサー、コンピュータや迎撃体の性能向上が図られる。日本との共同研究・開発プログラムはこのイージス BMD の一部である。

最後のターミナル段階迎撃は、すでに配備されている地对空ミサイル・ペトリオット PAC-3、陸軍の THAAD ミサイルシステムとイスラエルのアローミサイルへの協力からなる。このうち、THAAD は 2008 年の配備が目標とされている。

### 3 在日米軍の再編

#### (1) 新大綱と防衛政策見直し協議 (DPRI) プロセス

ブッシュ政権のもとで米国は、軍の「トランスフォーメーション」を精力的に進めている。米国の国防省が2004年に発表した「トランスフォーメーション計画ガイダンス」によれば、トランスフォーメーションとは、「いかに戦うか」「いかに業務を遂行するか」「いかに他者と協力するか」の3つの分野に変革をもたらすことを目的としている。そして、それに関連して米国が結ぶ同盟や海外に配備する兵力態勢についても変革が進められてきた。ヨーロッパでは北大西洋条約機構 (NATO) の域外対処能力の強化を促すとともに2個師団を撤退させ、韓国では12,500人の兵力を撤退させる。もちろん日本も例外ではなく、2002年12月の「2+2」会合での合意を受けて、防衛政策見直し協議 (DPRI) が行われ、自衛隊と米軍の役割・任務・能力の分担や基地の再編について協議が進められた。その成果が、10・29共同文書と、2006年5月1日に合意した「再編実施のための日米ロードマップ」(以下5・1共同文書)である。

このうち、10・29共同文書は、自衛隊と米軍の役割・任務・能力に関する協力と兵力再編の2本立ての構成になっており、5・1共同文書は、在日米軍の再編、基地の返還を具体的にどのような予定で進めるかを明らかにしたものである。日米の協議の過程で、メディアが普天間基地の移転計画に焦点を当てたこともあって、在日米軍の再編のみが注目されがちだが、日米同盟全体のことを考えると、役割・任務・能力に関する協力はきわめて重要な意味を持っている。特に、10・29共同文書においては、97年の新たな「日米防衛協力のための指針」(以下ガイドライン)で示された地域レベルでの協力体制について確認するとともに、「世界の中の日米同盟」としてのグローバルレベルでの協力が、同盟の役割として提示されているのである。

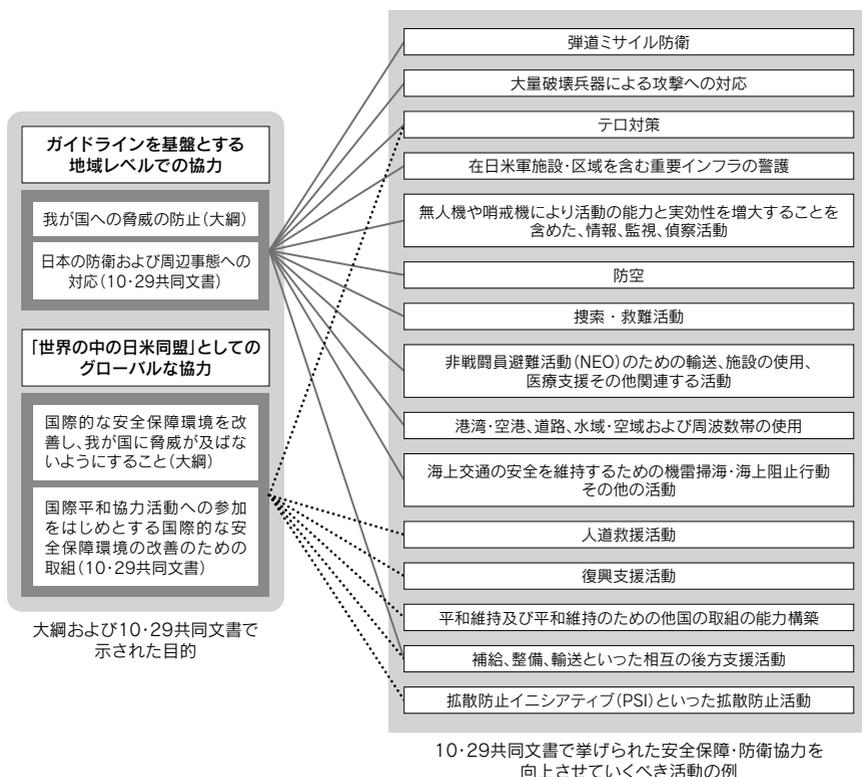
10・29共同文書の大きな特色は、新大綱で体系的に示された日本の防衛政策の基本的な考え方を補強する形になっていることである。新大綱

では、日本の安全保障のために達成すべき2つの目標として、「我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに、その被害を最小化すること」と「国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにすること」を定めた。一方、10・29共同文書には、2つの重点分野として、「日本の防衛および周辺事態への対応（新たな脅威や多様な事態への対応を含む）」と「国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障環境の改善のための取組」が挙げられている。この2つの重点分野は、新大綱で示された2つの目標と符合している。また、新大綱では、2つの目標を達成するために、「我が国自身の努力」「同盟国との協力」「国際社会との協力」の3つのアプローチを組み合わせていくとされている。10・29共同文書は、このうち、「同盟国との協力」をどのように進めていくかを明示したものと位置付けられよう。こうした理解に基づいて、これら2つの目標と、10・29共同文書で示されている「2国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例」との対応関係を整理したのが図8-2である。ここで示されているように、10・29共同文書で示されたような協力は、新大綱で掲げられた2つの目標の追求に大きく寄与するのである。

## (2) 基地問題と「ロードマップ」

DPRIのもうひとつの大きな柱は、在日米軍の兵力の再編である。この作業を進める上での基本的な考え方は、「日米安全保障条約の下での日米双方のコミットメントを強化すると同時に、沖縄を含む地元の負担を軽減する」（5・1共同文書に合意した際の日米共同発表）ことである。より具体的な方針は10・29共同文書に示されており、兵力再編に関する具体的な指針として①米軍のプレゼンスは不可欠であること、②再編および役割・任務・能力の調整を通じて能力が強化されること、③指揮・統制のための司令部間の連携向上や相互運用性の向上が決定的に重要な中核的能力であること、④軍事上の任務および運用上の所要と整合的な場合には訓練を分散して行うこと、⑤自衛隊と米軍の施設の共同使用は

図8-2 日本の安全保障・防衛政策の目標と10・29共同文書で示された協力の例との関係



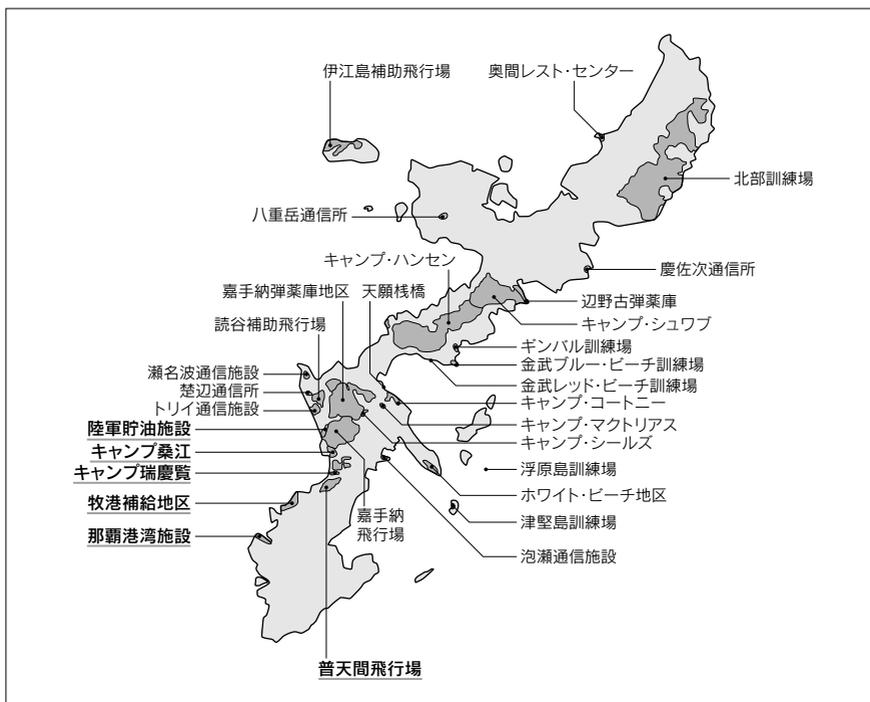
(出所)「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」および「日米同盟:未来のための変革と再編」により作成。

2 国間協力の実効性を高める上で有意義であること、⑥米軍施設・区域には十分な収容能力が必要であること、⑦米軍基地が人口密集地域に集中している場所では再編について特別に注意が払われること、⑧軍民共用は軍事的な所要と両立するものでなければならないことが挙げられている。

こうした指針に基づいて在日米軍の兵力再編に関する作業が進められ、まず10・29共同文書で大枠が示され、「ロードマップ」と呼ばれる5・1共同文書で細部の計画が明らかにされた。この5・1共同文書に示された再編計画は6つの柱からなっている。第1の柱は沖縄における再編で

あり、普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ内の辺野古岬付近に建設すること、第3海兵機動展開部隊司令部を中心に約8,000人の要員と家族約9,000人がグアムに移転すること、嘉手納飛行場以南の6施設（キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム）の全部ないし一部を返還することが予定されている。5・1共同文書では、そのほかの柱として、米陸軍司令部能力の改善のためのキャンプ座間の米陸軍司令部の改編と陸上自衛隊中央即応集団司令部の移転、横田飛行場への航空自衛隊航空総隊司令部の移転と横田空域の返還、厚木飛行場から岩国岩国飛行場への空母艦載機の移駐、ミサイル防衛、訓練の移転に関する計画が示されている。

図8-3 沖縄の米軍基地の状況



(注) 下線を引いた施設は、5・1共同文書により全面ないし一部返還で合意したものである。  
(出所) 「再編実施のための日米ロードマップ」および那覇防衛施設局作成資料より作成。

こうしてみると、2つの特徴がみられる。第1は、騒音・事故といった問題を引き起こしやすく、また返還後の経済的な利用価値が高い、人口密集地にある基地や部隊を移設することである。普天間飛行場の移設と、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐は、それぞれの地



キャンプ・シュワブ沖（辺野古）

元の騒音問題を大きく改善するものである。また、沖縄で全面的し一部返還が予定されている6施設は、いずれも人口密度が高く、また経済的にも利用価値が高い本島中南部に所在している。そのため、返還後の跡地利用によって、沖縄経済の活性化に結びつくことが期待できるのである。その意味で、これらの6施設の返還は、単に面積的な意味での地元負担の軽減ではなく、経済的な機会を拡大するという意味でも地元負担の軽減につながると評価できよう。第2の特徴は、自衛隊と米軍の施設の共同使用を拡大していくことである。特に、横田飛行場への航空総隊司令部の移設や、キャンプ座間への中央即応集団司令部の移設のように、司令部レベルでの協力関係を強化できるような再編が計画されている。これは、役割・任務・能力に関する協力を促進し、全般としての日米同盟の有効性の向上に寄与するものとなる。

なお、こうした兵力の再編計画は、全体として一体をなすパッケージとなっており、特に沖縄に関連する再編案は相互に結びついている。嘉手納飛行場以南の施設の統合および土地の返還は、第3海兵機動展開部隊司令部の要員および家族のグアム移転と関連しており、第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転は、普天間飛行場代替施設建設の進展と、グアムの施設整備に関する日本の資金的貢献にかかっているのである。これらを同時に進めていくことが、5・1共同文書で示された地元負担軽減につながる兵力再編を実行に移すために必要なのである。

### (3) 今後の課題

このように、10・29 共同文書と 5・1 共同文書によって、日米の役割・任務・能力に関する協力と、在日米軍の再編を今後どのように進めていくかが明らかになった。これらの合意が実現すれば、日米同盟の信頼性は向上し、また基地負担も大きく軽減する。しかし、そのためには、いくつかの課題を解決しなければならない。

まず、約 8,000 人の海兵隊の要員が日本からグアムに移転することが、抑止力の低下を引き起こさないようにしなければならない。

海兵隊の運用組織は規模により 3 つのレベルに分かれている。1,500 ～ 3,000 人からなり、数時間以内に出動可能な即応態勢におかれている海兵機動展開隊 (MEU)、3,000 ～ 2 万人からなり、10 日前後で出動可能な即応態勢におかれている海兵機動展開旅団 (MEB)、2 万～ 9 万人からなり、1 カ月前後で出動可能な即応態勢におかれている海兵機動展開部隊 (MEF) である。現在の沖縄には、この 3 つのレベルの中で最も高いレベルにある第 3 海兵機動展開部隊 (III MEF) の司令部などがあり、また、最も即応性の高い部隊として第 31 海兵機動展開隊 (31MEU) が駐留している。

このうち、31MEU と関連部隊は、今後とも沖縄に駐留し続ける。従って、数時間で出動可能な即応戦力である 31MEU による緊急事態への対応能力に変化は生じない。問題となるのは、MEB や MEF 規模の部隊が必要とされる事態への対応能力であろう。新設される MEB のうち、どの部隊が沖縄に配備され、どの部隊がグアムに配備されるかはまだ明らかになっていない。ただし、仮に一部の部隊がグアムに配備されることになったとしても、グアムと沖縄は高速輸送船で 1 日半の行程である。MEB が元来、10 日前後で出動可能な即応性を保持する部隊であることを考えると、一部の部隊がグアムに移転したとしても、大きく即応性を損なうことはないといえる。

MEF の場合も、1 カ月前後で出動可能な即応性を保持する部隊であるから、沖縄からグアムに移転したとしても、抑止力への悪影響は小さい

と考えられる。グアムは東南アジアへのアクセスの観点からいえば沖縄よりも利便性が良いことを考えると、東南アジア方面での対テロ戦争を遂行する上ではⅢ MEFの司令部はグアムに移転した方がむしろ効率的とも考えられる。

このように、米軍再編合意にともなう海兵隊の一部部隊のグアム移転によりもたらされる抑止力の低下は軽微なものであり、役割・任務・能力に関する協力を進展させていくことによって相殺することが十分可能である。しかしながら、不安定感を高める東アジアの安全保障環境において、適切な規模の抑止力を維持するためには、現在の駐留体制、防衛協力体制が十分なものなのか、不断に検証していかなければならない。これは、10・29共同文書や5・1共同文書で完了するものではなく、今後とも継続して取り組むべき課題なのである。

第2の課題は、地元の理解を得て、在日米軍の再編を円滑に進めていくことである。5・1共同文書が実行されれば、全体としての地元の負担は軽減する。しかし、国内で移設される基地の場合、移設先は局所的に負担が増大することになる。特にこの点に関し、日本全体の負担の軽減をもたらすために移設を実行するというのを、政府は丁寧に地元の説明していく必要がある。実際、そうした努力の結果、嘉手納飛行場から訓練を移転する本土の航空自衛隊基地の地元自治体のすべてから一定の理解を取り付けることができている。こういった努力を、今後とも継続していかなければならない。

とりわけ、沖縄県の理解を得ることは重要な課題である。これについては2006年11月19日に行われた沖縄県知事選挙が今後の方向性を示した。沖縄県知事選挙には、前商工会議所連合会会長の仲井真弘多氏、前参議院議員の糸数慶子氏、琉球独立党党首で会社経営の屋良朝助氏が立候補し、事実上仲井真氏と糸数氏の一騎打ちとなった。経済問題と基地問題が主要な争点となったが、基地問題に関しては、両候補とも、普天間代替施設案の受け入れには反対の姿勢を示しながらも、糸数氏があくまで国外移設を求めたのに対し、仲井真氏は日米で合意した現行のV

字型滑走路案には反対しつつ、県内移設は容認すると表明し、政府との協議の余地を残した。両者は激しい選挙戦を繰り広げたが、最終的には、那覇市を始め、浦添市、沖縄市、名護市、嘉手納市、宜野湾市、金武町など今回の米軍再編に関係する地域でも糸数氏を上回る票を得た仲井真氏が合計で34万7,303票を獲得し、30万9,985票の糸数氏を上回って知事に当選した。仲井真氏は、代替施設の県内移設に関して柔軟な態度を示していることから、再編計画の実現可能性は高まったといえよう。政府としても、沖縄県と円滑な再編の実施のための協議を進めていくことが望まれる。

第3の課題は、日米安全保障・防衛協力全体に関する新たな枠組みを構築することである。先に述べたように、日本防衛や周辺事態などの地域レベルの協力に関しては、すでにガイドラインが基本的な枠組みを設定しているため、その枠組みの中で計画検討作業などを進めていけば日米防衛協力の実効性を高めていくことができる。ただし、地域レベルの協力においても、BMDに関する日米防衛協力については、現行のガイドラインは言及していないことには留意が必要であろう。一方、「世界の中の日米同盟」としてのグローバルな協力に関しては、地域レベルの協力でのガイドラインに相当する基本的な枠組みが存在していない。そうした基本的な枠組みが欠如しているために、人道救援活動、復興支援活動といった活動を日米が協力してグローバルで展開するとしても、日米防衛協力の方向性や具体的な枠組みは具体的に示されていないのである。

こうしたことから、「新たな脅威・多様な事態」への対応の重要性が増している「ポスト9・11」時代の世界における日米防衛協力を進めていく上での新たな枠組みを構築していくことが必要であると考えられる。実際、5・1共同文書が日米で合意に至った際の共同発表では、「変化する地域および世界の安全保障環境において、確固たる同盟関係を確保するとともに、さまざまな課題に対応するよう同盟の能力を向上するために、安全保障・防衛協力の在り方を検討する重要性を強調した」との一節がある。ここで述べられているように、安全保障・防衛協力の在り方

を徹底的に検討し、新たな枠組みの構築に向けて日米が協議を進めることが期待される。

## 4 北朝鮮核実験と日本の対応

### (1) 積極的な国連外交の展開

2006年には、北朝鮮の核・ミサイル問題が大きく展開した。北朝鮮は7月5日に7発の弾道ミサイルを立て続けに日本海方面に発射したのに続き、10月9日には核実験を行った旨を発表した。2つの国連安保理決議を通じて、国際社会は、北朝鮮のこうした動きを容認しない強い姿勢を示した。国連安保理の理事国をつとめていた日本は、積極的に国連外交を展開し、国際社会の対応を方向付ける上で大きな役割を果たした。

まず、7月5日の弾道ミサイル発射に際して、日本は即座に国連安保理の非公開協議開催を要請し、国連憲章第7章に基づいて、各国に核やミサイル開発につながる資金や技術の移転防止などを求める国連安保理決議の草案を提示した。一方、中国は決議採択に消極的な姿勢を示し、6日に開かれた国連安保理常任理事国の国連大使と日本の大島賢一国連大使との間で開かれた会談で、制裁には触れない独自の議長声明案を提示した。ここから、決議を採択するか議長声明にとどめるか、決議を採択するとして憲章第7章に言及するか否かといった点をめぐって、日本、米国、中国を中心とする外交が展開された。

7日には、日本、米国など8カ国が共同提案国となって、国連憲章第7章に基づいて、加盟国に北朝鮮からのミサイル関連物資および技術の導入を防止する措置をとること、北朝鮮のミ

サイルおよび大量破壊兵器計画にかかわる者への資金移転を防ぐことを義務付ける北朝鮮に対する制裁決議案が国連安保理に正式に提出された。それに対し中国は、10日から武大偉外務次官が訪朝する予定であることを理由に採択の延期を求め、12日には国連憲章第7章に言及しない非難決議案を、ロシアとの共同提案という形で国連安保理に提出した。

麻生太郎外相は、こうした中国の提案に対し、日本はほかの国よりも北朝鮮のミサイルから強い脅威を受けており、国連憲章第7章に言及することが不可欠であるとした上で、双方で譲って合意に至ることを重視する柔軟な考え方を示した。そして12日以降、日米中露を中心とした協議が進められ、最終的に国連憲章第7章に言及しないものの「国際の平和及び安全の維持のための特別な責任の下に行動」という文言を挿入すること、北朝鮮に対する非難や、ミサイル関連の物資・技術の北朝鮮への移転の防止を要求することなど、日本が当初提案した7つの項目を基本的に盛り込むことで妥協が成立し、最終的には15日に全会一致で国連安保理決議1695が採択された。

この国連安保理決議1695は、日本が当初提出した決議案と異なり、国連憲章第7章に明示的に基づいた決議ではない。しかしながら、中国が当初追求した議長声明ではなく、全会一致での国連安保理決議になったこと、また北朝鮮のミサイル開発に関連する資機材、技術、資金などの移転を防止するよう加盟国に要求し、また北朝鮮に対しては六者会合への復帰を強く促すといった、日本が提出した決議案の実質的な内容はそのまま生かされた形になっていることを考えると、有効な圧力となり得るものであり、日本側の外交目標は十分達成されたと評価すべきであろう。このような形で国連安保理決議が採択されたことによって、日本自身が北朝鮮に対する制裁を行う場合にも、それは日本単独の政策決定ということではなく、国際社会の総意を反映した行動と位置付けられるのである。実際、国連安保理決議1695を受けて、日本政府は北朝鮮に対する制裁措置を検討し、9月19日に、外国為替および外国貿易法に基づき、北朝鮮に対する資金移転を制限する制裁措置を発動した。

7月のミサイル発射に引き続き、10月9日に北朝鮮は核実験を行った旨を発表した。これを受けて国連安保理では、早速ニューヨーク時間の9日の午後、米国が提示した決議案を基に実務レベルの協議が始められた。このときの論点は、もはや国連憲章第7章に基づく制裁決議を採択するか否かではなく、どの程度厳しい制裁を行うか、特に公海上の船舶に対する貨物検査に関し、強制的な措置を盛り込むかどうか、また、第7章の中で経済的な制裁措置を規定した第41条を明記することで、軍事制裁を明示的に除外するか否かであった。このとき、日本は議長国として常任理事国5カ国と決議のとりまとめにあたった。最後に焦点となった第7章に関する言及については、「国際連合憲章第7章の下で行動し、同憲章第41条に基づく措置」をとるとして米中の妥協が成立し、15日に、国連安保理決議1718が全会一致で採択された。この国連安保理決議1718は、北朝鮮に出入りする船舶の貨物検査、大量破壊兵器関連の資産凍結、大量破壊兵器関連資機材の移転禁止、ぜいたく品の輸出禁止などの対北朝鮮制裁を加盟国に義務付けるものである。

日本は、「対話」と「圧力」の2つの姿勢を組み合わせ、北朝鮮に向き合っていく政策をとっている。これら2つの決議は、北朝鮮の核兵器・弾道ミサイルの廃棄を促す国際的な圧力を強めると同時に、北朝鮮に六者会合への復帰を要請することによって対話のテーブルに着くことを促している点で、日本の政策におおむね合致しているといえよう。これによって、従来よりも強い国際的な圧力の下で、六者会合を再開する環境が整えられたのである。この一連の国連外交を通じて、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発に対する国際的な圧力を高めていく日本側の外交目的はおおむね達成されたといえよう。

しかしながら、こうした積極的な国連外交は、2006年に日本が国連安保理の理事国であったからこそ可能であったのは事実である。また、北朝鮮の核・ミサイル開発は、単に日本に対する脅威というだけでなく、大量破壊兵器拡散というグローバルな脅威である。今回、日本が、こうした問題に対して大きな役割を果たしたことによって、日本の国連安保

理常任理事国入りの早期実現が望ましいことが改めて確認されたといえよう。

## (2) 北朝鮮への貨物検査と自衛隊の役割

北朝鮮の弾道ミサイル発射・核実験に際し、日本は独自に制裁を実施し、北朝鮮に対する圧力を強めた。7月の弾道ミサイル発射の際には、貨客船の万景峰92の入港禁止、北朝鮮当局の職員の入国の原則禁止などの措置をとり、10月の核実験実施発表の際には、北朝鮮籍船の入港禁止、北朝鮮国籍を持つ者の入国の原則禁止などの措置をとった。これら日本独自の措置に加え、9月に国連安保理決議1695に基づき、弾道ミサイル開発のための資金移転の防止措置を実施し、11月には国連安保理決議1718に基づき、決議の実施に関する報告を国連安保理に対して行い、またマグロ、キャビア、酒、たばこなど24品目をぜいたく品として実質的な輸出禁止の措置をとった。

こうした制裁措置の実施に加えて、国連における決議内容をめぐる議論と関連して、大量破壊兵器関連資機材の移転を禁止する措置の実効性を高めるために必要な船舶などに対する貨物検査をいかなる形で行うかという問題がある。これについて国会で、現行の「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（以下、周辺事態法）と「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」（以下、船舶検査活動法）の適用の是非について議論された。

現在の日本の法体系の中で、武力攻撃事態の際を除き、自衛艦が領海または日本周辺の公海上で船舶の貨物に対する検査を行うことを規定している法律は、2000年に制定された船舶検査活動法である。ただ、この法律は、その正式名称からも分かるように、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」、いわゆる周辺事態に際して行われる船舶検査について規定した法律である。なお、この船舶検査活動法によって船舶検査を行う場合でも、警告射撃などの、自己等の生命または身体の

防護を目的としない武器使用を行うことはできない。今回のケースでは、国連安保理決議 1718 によって、法律上の要件の一つである「貿易その他の経済活動に係る規制措置」が国連加盟国により実施されることとなったため、今後、こうした規制措置を厳格に実施するために必要な措置をとることを要請する新たな国連安保理決議が採択されたり、旗国が同意した場合には船舶検査活動法を適用できる理論的可能性はある。その上で、状況を周辺事態と判断した場合に、船舶検査活動法に基づく、自衛隊による船舶検査活動の実施が検討されることになる。

ただ、国連安保理決議 1718 でいう貨物検査とは、外国船舶を取り締まるための強制的措置である臨検や、乗船の前提として旗国の同意を得て行う船舶検査とはやや意味が異なり、当該決議で用いられた特定の用語である。これは、必要に応じて自国の国内法上の権限および国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲で貨物の検査を含む協力活動をとることを要請するもので、洋上に限らず、港湾や陸上における検査も含んでおり、日本もほかの主要国と同様、港湾における検査など、国内法令に基づいて必要な措置をとっている。2006 年 12 月末現在、日本政府は今回の事態を周辺事態に該当するとは判断しておらず、船舶検査活動法を適用しての船舶の貨物検査は行われてはいない。

### (3) 日本の安全保障への影響

90 年代半ば以降、北朝鮮は核疑惑国と考えられてきた。今回の核実験宣言により、その「疑惑」を「事実」に変える恐れが出てきた。北朝鮮がどの程度の数の核弾頭を保有しているのか、また、それが弾道ミサイルに搭載可能な大きさまで小型化されているか定かではない。しかし、今回の事態によって、北東アジアに新たに核兵器が拡散する恐れが出てきたことになる。これは、地域の戦略環境の明らかな変化であり、日本に対する直接的な脅威が増大したといえる。

そのため、北朝鮮による核実験実施発表は、日本国内で北朝鮮の核兵器に対する抑止力のあるべき姿に対する関心を高めることになった。中

でも、日本の独自核武装をタブー視するのではなく、北朝鮮の核兵器に対する抑止力の在り方を白紙的に検討した上で、最終的な結論を導くべきだと主張する議論が注目を集めた。ただし、それは、日本独自の核武装を求めるものではなく、「なぜ日本は核兵器を持たないのか」を、戦略的に説明することが必要だと論じる議論であった。実際、安倍首相が、核実験直後の10月10日に、非核三原則を堅持していく旨の発言をしたことに対する根本的な異論は出ていない。

例えば、10月27日の衆議院外務委員会では、民主党の前原誠司衆議院議員が、テロリストに核物質が拡散することを防止するには現行の核兵器不拡散条約（NPT）体制を維持することが必要だが、日本が独自核武装を追求した場合にはNPT体制を崩壊に追い込んでしまうこと、日本のNPT脱退に伴って日本に対して経済制裁が行われる可能性があること、核兵器を開発しても実験する場所がないこと、日本の独自核武装を米国が容認する可能性は低いため、米国との安全保障関係を根本的に見直す覚悟が必要であると述べ、日本独自の核保有は非現実的だと指摘した。それに対して麻生外相も、核兵器の拡散が現在の世界にとって重要な懸念であるから不拡散のための努力を強化していかなければならないこと、日本政府として核の廃絶の方向で努力をしていること、やはり米国は日本の独自核武装を望んでいないと思われることに言及した上で、前原氏の結論におおむね賛意を示した。また、11月8日に行われた党首討論でも、安倍首相が非核三原則を堅持する旨再三述べる一方で、民主党の小沢一郎代表も日本の独自核武装は政治的にも軍事的にも決して日本にプラスではないと指摘している。

このように、北朝鮮の核実験宣言の後でも、日本が独自の核武装を追求すべきでないというコンセンサスは維持されている。その背景の一つには、米国の拡大抑止が十分に機能しているという判断がある。10月18日に訪日したライス國務長官は、18日の麻生外相との会談において、米国の日本防衛のためのコミットメントは、いかなる状況でも堅持されることを改めて確認し、米国が日本に対して拡大抑止を提供することを

明確に表明したことは、その判断を裏付けるものとして重要な意味を持った。

拡大抑止の信憑性が動揺するとすれば、それには2つの理由が考えられる。同盟関係そのものの不安定化と、拡大抑止を提供する国が同盟国のために報復攻撃を行った場合に再報復を受ける危険性がある場合である。現在のところ、日米同盟関係は極めて良好であることから、北朝鮮の核実験実施発表に関連して拡大抑止の信憑性を議論する場合、検討すべき問題は後者となる。この点でいえば、現時点で北朝鮮は大陸間弾道ミサイル（ICBM）を開発しておらず、米国本土に核攻撃を行う手段を保持していないことが重要である。そのため、北朝鮮の核実験実施発表は、拡大抑止の信憑性に影響を与えていないのである。もちろん、北朝鮮が非合理的な行動をとって、抑止に失敗することも考えられる。ただその場合には、米国の核でも日本の独自核でも抑止することはできない。こうしたことから、現時点においては、北朝鮮との関係において、日本が独自に核抑止力を追求する必要はない。

ただし、北朝鮮がICBMの開発に成功した場合には異なる判断が必要となる。米本土が北朝鮮の核兵器に対して安全ではなくなるからである。こうした状況の中で米国の核の傘の信憑性を確保するには、米国の核政策に関する意見交換の活発化、アラスカに配備されている米本土防衛用のBMDの信頼性向上、北朝鮮の弾道ミサイルを地上で撃破するための米国の攻勢的な航空作戦に対する協力の在り方の検討といった措置を講じていく必要が生まれるだろう。もちろんその前に、国連安保理決議1718を前提とした、核・ミサイル問題の外交的解決がなされるのが望ましいことはいうまでもない。